

振替供給業務における業務規程

令和2年1月6日

福島送電株式会社

振替供給業務における業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電気事業法(以下「法」という)第27条の11に基づき当社が一般送配電事業者に対する振替供給を実施する際に、法第23条及び第27条の12、並びに経済産業省、公正取引委員会が制定する適正な電力取引についての指針(以下「適正取引ガイドライン」という。)及び福島送電株式会社(以下「当社」という。)の「振替供給業務に関わる行動規範」に基づき、振替供給業務の実施に際しての公平性・透明性を確保することを目的とし、情報の目的外利用の禁止並びに差別的取扱いの禁止に関して遵守すべき事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「振替供給」とは、法第2条第1項第4号のとおり、他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう。
- (2)「振替供給業務」とは、振替供給を行うために実施する給電業務、送変電設備接続検討・計画業務及び送変電設備建設・保守業務をいう。
- (3)「振替供給業務を行う部門」とは、振替供給を行うために実施する給電業務、送変電設備接続検討・計画業務及び送変電設備建設・保守業務を所掌する部門をいう。
- (4)「振替供給関係情報連絡窓口」とは、振替供給に係わる送変電設備接続検討・計画業務において、適正取引ガイドラインに定める一般送配電事業者との情報受付・情報連絡窓口業務を行う部署をいう。
- (5)「監視部門」とは、振替供給業務の運営及び内容について、法令等の遵守状況を監視する部門をいう。
- (6)「電気供給事業者」とは、託送供給及び発電量調整供給の業務に関連した他の電気を供給する事業を営む者(新規に供給事業を営もうとしている者も含む)をいう。
- (7)「関連情報」とは、振替供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報であって、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報をいう。

第2章 情報の管理体制

(管理責任者)

第3条 代表取締役は、管理責任者として、この規程に基づき振替供給業務が適正に実施されていることを管理する責任を有し、必要に応じて、社員に対して執行状況の報

告を求め、総合的・重点的な指示または改善を行う。

(兼務の禁止)

第4条 振替供給業務を行う社員は、振替供給業務の対象となる区域における発電部門・小売部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合等において業務運営の効率性が著しく阻害されることとなる場合は、その限りではない。

第3章 情報の目的外利用の禁止

(情報管理)

第5条 関連情報は以下の事項に留意して、適正に管理する。

- (1) 振替供給業務に関連した一般送配電事業者との情報受付・情報連絡について、振替供給関係情報連絡窓口を設定し明確化する。
- (2) 振替供給業務を行う部門は、発電部門及び小売部門とは物理的に隔絶する。
- (3) 振替供給業務を遂行するため、関連情報について振替供給業務を行う部門から発電部門又は小売部門に依頼・伝達する必要がある場合、振替供給業務を行う社員は電気供給事業者や関連する発電所・電気の利用者の名称等データを特定する必要のないものを符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を発電部門及び小売部門の社員が目的外に活用できないように厳格に管理する。

(保管等)

第6条 振替供給業務を行う社員は、関連情報の記載のある文書・データを厳重に保管し、関連情報の伝達、関連情報の文書交換及び共通サーバへのアクセス等を厳格に管理する。

(情報の目的外利用の禁止)

第7条 以下の関連情報について、振替供給業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

- ① 当社の送変電設備への他の電気供給事業者の電源接続に伴い知り得た電源及び電源開発の状況等
- ② 当社の送変電設備の作業停止計画調整に伴い知り得た他の電気供給事業者の電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定等）
- ③ 当社の送変電設備の運転を通じて知り得た他の電気供給事業者の託送の状況（振替電力量、発電機事故状況等）

第4章 差別的取り扱いの禁止

(一般事項)

第8条 振替供給業務を遂行するにあたっては、送配電等業務指針等に基づき業務実施の規程等を制定し、これに従って業務を執行する。

(情報開示における差別的取扱の禁止)

第9条 以下の情報の取扱いについて特に留意し、特定の電気供給事業者を不当に差別的に取り扱ってはならない。

- ① 当社の送変電設備に対する接続検討に関連して系統情報を提示する際の情報
- ② 作業停止計画情報、事故復旧情報等の情報の開示、周知等を行う際の情報

第5章 法令遵守及び監視体制

(法令遵守責任者)

第10条 代表取締役は、この規程を遵守し、振替供給業務に関し適正な業務の執行及び法令への適合を図るため、監視部門を設定し、監視部門より法令遵守責任者を選任する。法令遵守責任者は代表取締役に代わり、この規程に基づき振替供給業務が法令等に適合し、適正に実施されていることを管理する責任を有する。

(監視体制)

第11条 監視部門は、法令遵守責任者の責任のもと、この規程に基づき、振替供給業務に関する業務の執行状況及び法令への適合状況について監視を行い、必要に応じて、社員に対して報告を求め、総合的・重点的な指示または改善を行うものとする。また、監視の結果について、取締役会等に報告を行うものとする。

附 則

1. この規程は令和2年1月6日から実施する。